

「台風に対する非常措置についてのお知らせ」

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」または「暴風警報」が発表された場合及び桂坂・大枝学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発表された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

3 氾濫、大雨又は土砂災害に関わる警報又は危険警報が発表された場合について

気象状況により、**大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が出されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。**その場合には、学校ホームページやすぐー等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

4 土砂災害・水害の避難勧告（指示）が発令された場合について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域」に含まれていることから、本校の所在学区である桂坂学区に、避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。また、小畑川流域における水害により大枝学区に同様の勧告・指示が出された場合も準じた措置を取ります。

5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、保護者への直接的な引き渡しといたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこととしています。

※気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長時間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやスクリレ等で最新の情報をお知らせいたしますのでご確認をお願いします。（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。